

# 新潟県診療所承継支援事業（案）について

重点医師偏在対策支援区域における新潟県診療所承継支援事業について、令和7年度9月補正予算への計上を予定していることから、当該事業における支援内容等についてお諮りするもの

## I 事業の概要

重点医師偏在対策支援区域（以下「重点区域」という。）において、診療所を承継する医師等を対象に、施設・設備整備や運営に必要な経費を補助し、地域の医療提供体制の維持・確保を図る。

### <重点区域>

令和7年度第1回地域医療対策協議会で承認を得て設定した次の区域

- ・ 県内医師少数区域（下越・県央・中越・魚沼・上越・佐渡医療圏）
- ・ 新潟医療圏のうち、阿賀野市、五泉市及び阿賀町

## II 支援内容

### 1 施設・設備整備支援

#### (1) 施設整備

- ・ 対象施設：診療所の運営に必要な診療部門（診察室等）
- ・ 補助金額：施設整備に要した額と「基準面積×補助単価」のいずれか小さい額に補助率を乗じた額

対象施設	基準面積	補助単価 (1㎡当たり)	補助率
無床診療所	160㎡	鉄筋ｺｰﾘｰﾄ : 484千円 ﾌﾞﾛｯｸ : 214千円 木造 : 355千円	1/2 〔国 2/6〕 〔県 1/6〕
有床診療所（5床以下）	240㎡		
有床診療所（6床以上）	760㎡		
【対象外】 医師・看護師住宅	80㎡		

#### 〔対象施設の設定〕

国の事業では医師・看護師住宅を補助対象としているが、県では本事業を診療所の運営・診療業務に直接必要な施設部分に限定して支援することとし、住宅施設については補助対象外とする。

#### (2) 設備整備

- ・ 対象設備：診療所の運営に必要な医療機器
- ・ 補助金額：設備整備に要した額と「1診療所当たり 16,500千円」のいずれか小さい額に補助率を乗じた額（補助率：1/2（国 2/6、県 1/6））

### (3) 補助上限額（県独自設定）

- 施設整備と設備整備を併せて実施する場合は、現状の予算状況を踏まえ、両事業に係る補助金の合算額は60,000千円（国費40,000千円、県費20,000千円）を限度とする。
- 上限額は市町村事業の上位水準（十日町市等）を参考に設定する。

## 2 定着支援（運営費支援）

- ・ 支援対象：新潟県外から新潟県への住民票の異動を伴って診療所を承継する場合の運営に必要な経費
- ・ 補助金額：基準額に補助率を乗じて得た額

実診療日数	基準額	補助率
1日～129日	6,200千円＋（71千円×実診療日数）	2/3 〔国 4/9 県 2/9〕
130日～259日	6,200千円＋（77千円×実診療日数）	
260日以上	6,200千円＋（87千円×実診療日数）	
訪問看護加算	25千円×訪問看護日数	

〔対象を県外からの転居者に限定する理由〕

県外から転居して診療所を承継する場合は、県内から承継する場合に比べ、生活面や転居に伴う負担が大きいことから、定着支援の対象を県外からの転居を伴う承継に限るものとする。

## 3 交付要件

本事業による補助金は、次の要件を満たす場合に交付する。

交付要件	備考（考え方）
医師法（昭和23年法律第201号）に規定する医師による、新潟県内の重点区域における医療施設の承継であって、新潟県議会の予算議決後、地域医療対策協議会及び保険者協議会の承認を得て、厚生労働省から実施計画の内示を受けたものであること。	地域医療対策協議会の意見を踏まえ、承継のみを対象とする。
当該医療施設において、5年以上保健診療を継続する見込みであること。	
公立学校の学校医や市町村が実施する健康診断又は休日当番医制度等について、市町村又は郡市医師会から求められたときは、これに協力すること。	
この補助金の交付を過去に受けていないこと。	市町村が実施する類似の補助制度における要件を参考に設定

## III その他

具体の支援対象医療機関の選定に当たっては、あらためて地域医療対策協議会（書面開催予定）にお諮りする。